

令和7年度第2回 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約監視委員会概要

1 開催日時	令和7年12月12日（金）13:30～16:10
2 場所	森林総合研究所特別会議室（各センターからはWeb出席）
3 出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡委員長、中谷委員、高橋委員、渡邊委員 ・森林総合研究所、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センター各契約担当者等
4 議事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度上半期における契約状況 (2) 令和6年度下半期及び令和7年度上半期契約の随意契約及び一者応札・応募案件 (3) 令和6年度下半期及び令和7年度上半期契約の2ヶ年連続の一者応札・応募案件 (4) 令和7年度上半期の競争性のない新規随意契約案件 (5) 令和6年度下半期及び令和7年度上半期契約の特例随意契約にかかる事後確認及び次年度に向けた事前承認 (6) その他
5 概要	<p>各議事について担当から説明後、質疑が行われた。主な内容は以下のとおりであった。</p> <p>(1) 令和7年度上半期における契約状況 担当より資料に基づき「令和7年度上半期における契約状況」について、令和6年度上半期の実績との比較及び少額随意契約の基準額が改正（令和7年6月～）される前の旧基準とした場合との比較した結果の説明を行った。 委員からは、少額随意契約の枠が広がったことによって、調達の時間短縮や事務の効率化には繋がる一方で、競争性や透明性確保のチェック機能が低下する可能性もあるため、内部監査等によるチェックの検討について示唆があり、（6）その他の項目で方針を説明することとした。 その他全般については、特に問題なく妥当と判断された。</p> <p>(2) 令和6年度下半期及び令和7年度上半期契約の随意契約及び一者応札・応募案件 担当より資料に基づき、随意契約及び一者応札・応募案件のうち委員から事前に抽出及び質問のあった23件について説明及び回答を行った。 委員からは、特段の問題はないものの、物価高にある中で予定価格作成等の事務は困難度が高くなっていると思われるが、過去の納入実績等を参考にしつつ適切な対応をお願いしたいとの意見があった。</p> <p>(3) 令和6年度下半期及び令和7年度上半期契約の2ヶ年連続の一者応札・応募案件 担当より資料に基づき、2ヶ年連続の一者応札・応募案件38件について、取組内容等の説明を行い、委員からの質問に対する説明及び回答を行った。 委員からは、特段の問題はないものの、一般的な入札案件については一者応札が長く続くことは不正の温床になり得ることから、5年、10年と一者で同じ受注者が続くような案件はこの委員会で示していただき、強弱をつけた取組をお願いしたいとの意見があった。</p> <p>(4) 令和7年度上半期の競争性のない新規随意契約案件 担当より資料に基づいて、対象案件2件について説明を行った。 委員からは基本的な質問はあったものの、特段の問題はないものとする結論となった。</p> <p>(5) 令和6年度下半期及び令和7年度上半期契約の特例随意契約にかかる事後確認及び次年度に向けた事前承認</p>

担当より資料に基づき、特例随意契約実施案件一覧表のうち委員から事前に抽出及び質問のあった4件及び特例随意契約非該当案件一覧表のうち委員より事前に抽出及び質問のあった2件について説明及び回答を行った。

委員からは、特例随意契約を実施した結果、どの程度の迅速化、効率化となっているかとの質問や、非該当として意思決定した状況を法人として説明責任が果たせるよう記録として残すよう意見があったが、その他全般については特に問題なく妥当と判断され、今後、委員からあった意見を反映することで、次年度に特例随意契約を実施することについて承認された。

(6) その他（報告事項：「少額随意契約等の適切な運用の確保」にかかる重点的監査について）

令和7年3月28日付総務省行政管理局管理官通知及び財務省主計局長通知並びに前回委員会における委員からの意見を踏まえて、法人内各監査部門において、「少額随意契約の重点的監査の実施方針案」を策定したため、担当より資料に基づいて説明し、意見を求めた。

委員からは、可能な範囲で予めフィルターをかけつつ抽出案件数を絞って調達担当者の事務量増大とならないよう効率化をお願いしたいとの意見があったが、その他全般については、特に問題なく妥当と判断された。

6 審議結果の取りまとめ

審議事項はすべて妥当であると認められた。